

令和5年鉾田市農業委員会7月定例総会議事録

日 時	令和5年7月25日（火）午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>欠</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貴 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>欠</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	欠	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貴 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	欠
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	新堀 隆	欠	13番	齊藤 新一	出																																																																										
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																										
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																										
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																										
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																										
7番	草野 克信	出	19番	大貴 修一	出																																																																										
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																										
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																										
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																										
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																										
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	欠																																																																										
事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長																																																																														
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	10番 森作 秀裕 11番 小沼 正																																																																														
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議 題	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について</p> <p>議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第 4 号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第 5 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について</p> <p>議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p>																																																																														

	<p>報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第 3 号 農地法制限除外の届出について</p> <p>報告第 4 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について</p> <p>そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>事務局 定刻となりましたので、令和 5 年銚田市農業委員会 7 月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p> <p>会 長 どうも皆さん、こんにちは。毎日暑い日が続いております。かなり 30 度近く、30 度も過ぎている日もなっております。銚田市の防災無線でも、危険度がある温度だから、なるべく冷房をかけながら涼しんで体に支障のないようにしてくださいという防災無線が流れているけれども、畑で草むしりやっている人たち、ハウスの中でトマトの収穫やっている人は、クーラーの中に入っていたのでは仕事にならないから、あの防災無線のことだけはあまり分からないのかな、ああいう放送はなと思っていますけれども、そういうことで一人でも危険がないように、高齢者たちが具合が悪くなったらしようがないから流しているのではないかなと思っています。</p> <p>それと、コロナのほうも若干まだ増えつつは、増えてくるような感じではありますけれども、皆さんにおきまして十分その点は注意していただいて、農業委員活動に支障のないようにひとつ頑張っていたきたいと思っています。</p> <p>それと、この前、農業新聞に載っていましたが、現在茨城県の在留外国人が約 8 万人いるそうでございます。そのうちの 4 万 8,004 人が製造業、農林業で従事しているそうでございます。これは、昨年 12 月現在の人口の約 2.9% を占めておるそうでございます。また、農林業では 8,600 人、農業用機械の資格を外国人にも取ってもらうような、そういうことも載っておりました。また、昨日の新聞等によりますと、農林水産省は、外国人農地取得の件でございしますが、9 月以降農地を新たに取得する個人や法人に対して国籍の報告を義務づける方針となっております。現状では農林水産省は農業保有者の国籍を把握せず、農業委員会が申請時に確認するなどの対応にとどまっているということでございます。農地法は実際の農業従事者に限って取得を認めているため、外国居住者は制限されるほか、外国企業による法人の実施も 15% 未満と</p>
--	--

	<p>しております。また、農水省は18日、外国法人などによる2022年の農業取得状況を発表した。愛媛県西条市の農地はたった0.1ヘクタールだったのだけれども、17年から21年には北海道、茨城県など5道府県で1ヘクタールの取得が12件あったそうでございます。それは、やはり1位は北海道で、フランスの方が大半を占めております。中国人だと思ったら北海道ではやはりフランス人が一番多いそうでございます。茨城県にとりましては、銚田市がやっぱり1.2ヘクタール、中国人だそうでございます。中国人がいいとか悪いとか等は言いませんけれども、やはり一生懸命農業に頑張っていて、国籍によって頑張っていたら、これは何よりでございます。人口が減っておる中で農業従事者が幾らかでも少なくなってしまう中で、外国人だろうが何だろうが、頑張っていたらいいと考えておりますけれども、そういうようなことで、いろいろ新聞等には農業委員会に法務局のほうも丸投げして、全部農業委員会がやるような、そういう現地確認から何からやっているような、そういう現状でございますけれども、皆さんも一応そういうことで、だんだん、だんだん忙しくなって大変だと思っておりますが、これからも暑い日が続いておりますけれども、体には十分注意していただいて、農業委員活動に励んでいただければいいのかなと思っております。</p> <p>今日も1日、慎重審議ひとつよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は22名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会7月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名すること、ご異議ありませんか。</p>

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、10番 森作秀裕 委員、11番 小沼正 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 1番 新堀 隆 委員、24番 梶間幸一 委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号8番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		番号1番から番号8番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては8件、地目は全て畑で11筆。面積は1万8,536.21平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買2件、普通贈与3件、使用貸借1件、区分地上権2件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	番号1番について地元委員の説明を求めます。

<p>長峰克巳委員</p>	<p>9番, 長峰です。譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは親子の間柄でございます。農業経営の安定化を図るために譲与したいとのことです。■■■■さんはメロン, カンショ, 水稻などを中心とした農家であり, 経営面積も6ヘクタールあり, 後継者である■■■■さんも熱心に取り組んでおります。</p> <p>以上の理由から, 譲受人は農作業に常時従事しており, 取得後も耕作の事業を行うと認められ, 地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号2番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>永井俊齋委員</p>	<p>12番, 永井です。申請番号2番についてご説明します。</p> <p>今回の案件は, 貸手, ■■■■さんと借手, ■■■■さんの件であります。3年前に営農型太陽光設備で許可を出しているところでございます。既に太陽光が運営されており, 今回更新の手続になります。更新について, かつて■■■■さんと借手, ■■■■さんは業者を介しての知人であり, お互いに合意ということで, 更新の手続をしたいということで今回申請が出ております。何ら問題はないと思いまますので, ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお, この案件は5条と同時申請になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号3番, 番号4番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷美尚委員</p>	<p>4番, 菅谷です。3番についてご説明いたします。</p> <p>譲渡人, ■■■■さんと譲受人, ■■■■さんは, おじ, おいの間柄だそうです。■■■■さんが高齢で, 住所も東京で管理も大変になり, 生前のうちにおいの■■■■さんに贈与したいとのことです。問題のない案件と思われまますので, よろしくご審議ください。</p> <p>続きまして, 4番についてご説明いたします。譲受人, ■■■■さんは, 自分のハウスとハウスの間に所有者の分からない農地があったそうです。知人の不動産業者の方に調べてもらおうと, 所有者が■■■■さんと分かったそうです。話合いの結果, 円満に売買が調ったとのことです。■■■■さんは, ハウスを増設して花卉を生産するとのことです。問題がない案件と思われまますので, よろしくご審議お願いいたします。</p>

議 長	<p>続きます、番号5番、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。5番、6番について説明いたします。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは太陽光発電事業で知り合ったことで、3年前からここは許可されているところですが、今度新たに3年間過ぎましたので、新しい申請ということでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きます、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p>
窪伸衛委員	<p>15番、窪です。7番についてご説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは兄弟の間柄でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで、贈与が円満にまとまったということです。■■■さんは、サツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も54アールあり、今現在会社を退職後、農作業に熱心に取り組んでおります。サツマイモを増産するため、申請地を取得したいということでございます。問題ないと思われるもので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>続きます、番号8番について地元委員の説明を求めます。</p>
井川栄委員	<p>22番、井川です。8番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■の間で売買の契約が円満にまとまったということであります。■■■さんは、葉物を中心とした大変大規模な農家であります。熱心に取り組んでおりますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは、番号1番から番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。整理番号2番ですけれども、主な作付作物でサカキ、シキミと書いてあるのですけれども、営農型太陽光が出てくると思うのですけれども、シキミとは何ですか、聞いたことないのですけれども。</p>
永井俊齋委員	<p>12番、永井です。サカキは分かると思いますけれども、シキミというのはお墓なんかによく、そこら辺に植えてあるのかなと思います。日陰をもって育つ作物とか植木というふうな、何と言ったら</p>

	いいかな。ちょっと植木というよりも、こちらでよくお墓なんかに植えてある、日陰で育つ作物、植木と言ったほうがいいかな。以上です。
議 長	はい。
大貫修一委員	分かりました。ありがとうございました。
議 長	そのほかございませんでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号8番について申請どおり許可と決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番から番号8番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について)
議 長	続きまして、議案第2号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	番号1番、許可を受けた土地、 561平方メートル。転用事業者、変更前、 。変更後、 。転用施設、

	<p>太陽光発電設備579平方メートル。事由、経営的判断により事業譲渡を検討し、[REDACTED]が事業承継の意向を示したため事業譲渡に至った。当初許可年月日、令和2年7月22日。</p> <p>この案件は5条第1番と同時申請でございます。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 宇佐見達夫委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>3番、宇佐見です。本日、梶間委員と新堀委員が欠席ですので、調査報告は私が全て行います。よろしくお願いいたします。</p>
	<p>1番について報告いたします。去る7月14日、24番、梶間委員、1番、新堀委員、3番、宇佐見、事務局で現地調査を行いました。それについては、地図1ページ左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。</p> <p>申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
<p>議長 平沼要司委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番、平沼です。申請番号1番についてご説明します。</p>
	<p>場所は、地図1ページの左側になります。を御覧ください。鉾田市内より湖畔道路ですか、それを安塚方面に向かい、畑田地区内を新宮小入り口の方向に右折し、入り口から600メートルぐらい行った左側の位置になります。譲渡人、[REDACTED]さんが事業継続が困難になったということで、譲受人、[REDACTED]さんが事業を継続するという事です。[REDACTED]さんは、太陽光発電事業をしているということです。問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり承認することにご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、番号1番を申請どおり承認することに決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	許可を受けた土地、 XXXXXXXXXX 、田、400平方メートル。転用事業者、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 。転用施設、迂回路400平方メートル。事由、統合小学校通学路整備工事が線状降水帯の豪雨災害によって遅れたため一時転用期間を延長したい。当初許可年月日、令和4年10月25日。一時転用、許可の日から令和5年6月30日までを令和5年7月30日までに変更。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。申請番号2番について報告いたします。場所については、地図1ページ右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員	8番、平沼です。現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は、地図1ページの右側です。銚田市内より銚田南小正門を過ぎて最初の交差点を右へ行きますと現地に行きます。譲渡人、 XXXXXXXXXX さんと譲受人、 XXXXXXXXXX さんの農地の一時転用の案件で、 XXXXXXXXXX さんが、5月の初めの大雨で、工事期間が6月30日までだったのですが、今言った大雨で工事期間が7月の31日までということになりました。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議お願いします。
議 長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。

議 長	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり承認することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり承認することに決定いたします。</p>
<p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利 の設定, 移転を伴う転用許可について)</p>	
議 長	<p>続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番, 権利, 売買。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積1, 561平方メートル。譲受人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 太陽光発電設備, 579平方メートル。事由, 再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため, 申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議 長 宇佐見達夫委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>3番, 宇佐見です。申請番号1番について報告いたします。場所については, 地図2ページ左側の位置になります。詳細につ</p>

	<p>きましては、地元委員さん、お願いいたします。</p> <p>申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
平沼要司委員	<p>8番、平沼です。現況調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は、ただいまの説明した地図2ページの左側になります。銚田市内より湖岸道路を安塚方面に向かい、畑田地内を新宮小入り口の方向に左折し、その小学校の入り口から600メートルぐらい行った左側になります。譲渡人、[REDACTED]さんが事業継続が困難になったということで、譲受人の[REDACTED]さんが事業を継続するという事です。[REDACTED]さんは、太陽光発電事業をしているということです。農地転用の許可は済んでいるということです。問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 務 局	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号2番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積498平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用</p>

<p>議 長</p> <p>宇佐見達夫委員</p>	<p>施設, 自己住宅, 126.77平方メートル。事由, 現在, 借家に家族4人で住んでおりますが子供が成長し手狭なため, 申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>議 長</p> <p>海東一委員</p>	<p>3番, 宇佐見です。申請番号2番について報告いたします。</p> <p>場所については, 地図2ページ右側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さん, お願いいたします。</p> <p>申請地は, 住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり, 農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。</p> <p>それでは, 地元委員の説明を求めます。</p> <p>6番, 海東です。申請番号2番について説明を行います。</p> <p>現地調査員の皆様, ご苦労さまでした。申請地は, 地図2ページ右側を御覧ください。通称住宅地スカイタウンを右側へ300メートルぐらいに位置しており, 周りは住宅が建っております。渡人, ■■■■■さんと受人, ■■■■■さんは義理の息子の関係でございます。このたび, 受人, ■■■■■さんは借地に家族4人で住んでおりますが, 子供が成長し手狭なため, 申請地に自己住宅を建築したいということで申請を出したということでございます。問題のない案件と思われまますので, よろしく審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは, 番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号2番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたしま</p>

議 長	す。
議 長 事 務 局	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号3番、権利、賃貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積239平方メートル。賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、中古自動車展示場、239平方メートル。事由、令和5年9月より中古自動車販売を始めるため、申請地に展示場を整備したい。また、農地法の許可を得ずに碎石を敷いて駐車場として使用していたため是正の申請をしたい。なお、この案件につきましては、使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 宇佐見達夫委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>3番、宇佐見です。申請番号3番について報告いたします。場所については地図3ページ左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議 長 平沼要司委員	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番、平沼です。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。地図3ページの左側を見てください。国道51号線を大竹海岸入り口の信号より大洋方面に向かい、鹿島灘海浜公園の入り口の信号より300メートルぐらい行った右側の位置になります。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは[REDACTED]さんの紹介ということですので。このたび譲渡人、[REDACTED]さんが申請地を自動車展示場にするということで、賃貸契約が円満にまとまったということです。[REDACTED]さんは自動車修理業をしているということです。[REDACTED]さんは申請地を農地のまま許可を得ず資材置場に使用していたということで、始末書が添付をされております。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。

<p>議 長</p>	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号4番、権利、賃貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積0.42平方メートル。賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、営農型太陽光発電設備、0.42平方メートル。この転用面積0.42平方メートルにつきましては、太陽光パネルの支柱及びパワーコンディショナーなどの設置に要する面積になります。事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。下部作物、サカキ、許可の日から3年間の一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 宇佐見達夫委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>3番、宇佐見です。申請番号4番について報告いたします。場所については地図3ページ右側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>

宇佐見達夫委員	<p>3番, 宇佐見です。申請番号5番について報告いたします。 場所については地図4ページ左側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さん, お願いいたします。 申請地は, 集団的に存在する農地の地域にあり, 農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷幸子委員	<p>21番, 菅谷です。4番の案件と同じでございますが, 譲受人, ■■■さんとは, 先ほどの■■■さんご夫婦と聞いております。それで, 国道から入った場所は, 先ほどと同じ地内ですが, 左右になっておりまして, 追加いたしますと, 以前はこのところに陸田が作られて思いました。それで, 3年前も一応サカキを営農するということでしたが, サカキが営農された様子は見受けられませんでしたけれども, 今度営農する方が作ってくださればと思います。問題ない案件と思われまますので, よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>(議案第4号 現況証明書の交付について)</p> <p>続きまして, 議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題</p>

	<p>といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番, 届出地, [REDACTED], 台帳地目, 田, 面積998平方メートル。同じく [REDACTED], 台帳地目, 畑, 面積510平方メートル。計2筆, 1, 508平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。変更年月日, 平成11年6月1日以前, 確認年月日, 令和5年7月14日。非農地証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>宇佐見達夫委員</p>	<p>3番, 宇佐見です。申請番号1番について報告いたします。場所については, 地図4ページ右側の位置です。現地確認したところ, 現在山林という状況でありました。3人の総合意見として非農地証明書の交付は可と判断しましたので, 報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>長峰克巳委員</p>	<p>9番の長峰です。1番についてご説明いたします。現地調査員の皆様, ご苦労さまでした。場所は, 地図の4ページの右側を見ていただいて, 長峰スタンドから入って行方方面に向かって200メートルくらい進んだところの左側です。申請地は2か所ありまして, 1の土地については前面の道路工事を数十年前に行った際に, 工事で発生した砕石や土を搬入し, 盛土をして雑種地として利用していたそうです。現地確認したところ, 砕石が敷かれておりました。2の土地については, 住宅敷地に隣接する場所であり, 現地確認したところ, 現在は竹林になっておりました。</p> <p>いずれの土地も地目変更登記するために非農地証明の申請をしたそうです。問題ない案件と思われまますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。</p>

	<p>番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号2番、届出地、XXXXXXXXXX、台帳地目、畑、面積1、417平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。変更年月日、昭和53年5月23日以前、確認年月日、令和5年7月14日。非農地証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
宇佐見達夫委員	<p>3番、宇佐見です。申請番号2番について報告いたします。場所につきましては、地図5ページ左側になります。現地確認したところ、現在竹が生い茂っているという状況でありました。3人の総合意見として非農地証明書の交付は可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷美尚委員	<p>4番、菅谷です。2番についてご説明いたします。現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は、地図5ページ左側になります。大洋支所から大洋駅に向かい、ファミリーマート信号を左折、約400メートル地点を右折して横田工務店さんの倉庫を左折し、150メートル地点左側になります。申請地は数年間耕作されておらず、現況、農地に戻すのは大変と思われました。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>19番の大貫です。これは周りは畑になっているのですか。</p>
菅谷美尚委員	<p>耕作しているところもあるのですけれども、その1画だけもう長</p>

	<p>年作っていないくて、荒れてしまっている土地になっています。周りは耕作している土地が少しあって、その奥側ももう物すごい、そっちはもう山になっていて、山なのだから農地だから分からないような現況で、入っていく場所も小さくてなかなか大変な場所で、もう回復はちょっと無理だと思われます。</p>
大貫修一委員	<p>周りに耕作している土地があって、その土地と耕作、結局耕作放棄でもってこうなったわけなのでしょうから、迷惑はかかっているのでしょうか。</p>
菅谷美尚委員	<p>多分昭和57年頃から耕作放棄地になって、一時は作っていたのかも分からないのですけれども、周りがきれいになっていて、この一部のだけが本当に山になってしまっているような現状です。</p>
大貫修一委員	<p>周りの農地、畑には迷惑かからないということなのでしょうか。</p>
菅谷美尚委員	<p>そんなに高い木ではないので、日の当たりとかそういうのは問題ないと思われます。</p>
大貫修一委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>そのほかございませんでしょうか。質疑はないでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p> <p>(議案第5号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について)</p>

議 長	<p>続きますして、議案第5号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号1番、土地の表示、XXXXXXXXXX、畑、1、211平方メートル。願出人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。こちらは公売になりまして、入札期日は令和5年7月27日で、開札期日も同じく令和5年7月27日となっております。以上でございます。</p>
議 長 小沼正委員	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>11番、小沼です。申請番号1番について説明いたします。申請人、XXXXXXXXXXさんは、カンショ、コマツナなどを中心とした農家であり、経営面積も7.2ヘクタールあります。作業場を徳宿、造谷にございまして、実習生3名、パート2名を有し、熱心に仕事に取り組んでおります。カンショを増産するため申請地を取得したいということでございます。つきましては、買受適格証明書の交付について問題がないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長 大貫修一委員	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。</p> <p>小沼さんは、これXXXXXXXXXXさんのところへ行って聞いているのですか。説明をXXXXXXXXXXさんのところに、こちら辺ではないということは、聞きに行ったのですか、大洗まで。</p>
小沼正委員	<p>今回は電話で確認しています。造谷の作業場が私の家から500メートルぐらい先にございまして、よく知っているところでございますので、本人も何回か会っていますので、今回は電話で対応しました。</p>
大貫修一委員	<p>では、本人には直接的に会ったことあるということですか。</p>
小沼正委員	<p>はい。</p>

<p>大貫修一委員 議長</p>	<p>そうですか、ありがとうございます。 よろしいでしょうか。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、番号1番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(議案第6号 農用地利用集積計画の決定について)</p>
<p>議長</p>	<p>続きます、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局に説明させます。 申請件数につきましては22件、合計で73筆、面積17万1,139平方メートルです。利用権の種類につきましては、賃貸借35筆、使用貸借38筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>2件の届出がございました。5筆で合計面積は6,288平方メートル。全て合意解約となっています。 以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>8件の届出がございました。46筆で面積につきましては合計で9万11平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。</p>

	<p>以上でございます。</p> <p>(報告第3号 農地法制限除外の届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第3号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>1件の届出がございました。番号1番、届出地、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積199平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設は農業用機械、資材置場となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(報告第4号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第4号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>法務局より2件の照会がございました。番号1番、1筆で地目、畑から原野への変更。番号2番、2筆で地目、畑から山林への変更。番号1番、番号2番ともに現況地目を確認し、非農地であったことから、令和5年6月16日付、令和5年6月30日付で会長専決処分により回答いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>

議 長	<p>続きます、「令和6年度国・県・市町村農業施策に関する要望について」農政部に6月総会時に付託をしておりましたので、農政部長から報告をお願いします。</p>
坪沼美知子委員	<p>2番、坪沼です。農政部会から第1回農政部会会議の結果を報告いたします。</p> <p>6月定例総会で付託をされました、「令和5年度国・県・市町村農業施策に関する要望」について、6月定例総会終了後に農政部会で協議をいたしました。</p> <p>協議をした結果、皆様のお手元にあります「資料1」のとおりとなりましたので、ご確認いただければと思います。</p> <p>また、農地法第3条の下限面積要件廃止により、県内市町村の事務局で混乱を招いているとのこと。そのため県農業会議から国・県に統一を図ってもらうために、多くの農業委員会から農地法3条の手引などの作成を要望してほしい旨の依頼がありましたので、今回、追加で記載させていただきました。</p> <p>こちらの要望書につきましては、銚田市農業委員会の意見として、7月13日付で事務局から茨城県農業会議に提出をいたしましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただいま農政部長からの報告でございます。</p> <p>それでは、続きます何かありましたらお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
菅谷美尚委員	<p>すみません、16日の現地調査の件なのですけれども、ちょっと今年新盆なので、ちょっと海東さんに話したら、海東さん代わってもらっていいようなことを言ってくれたので、事務局のほうでちょっと代わってもらえるようにしてもらっていいですか。</p>
事 務 局	<p>では、すみません、来月は海東さんをお願いするというので、うちのほうはそのように出すような形取りますので、すみませんが、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、事務局でまたお願いします。</p>
事 務 局	<p>また、本日この後、納涼会のほうあると思うのですけれども、それでお金のほうは、こちらの総会のほうが終わって、あとちょっと鬼澤係長のほうで、別件で総会終了後にありますので、それ終わった後に私のほうでお預かりしますので、そちらのほうよろしく申し上げます。</p>

議 長	では、その他のほう、そのほか何かありましたらば。はい、どうぞ。
大貫修一委員	大貫です。現地調査、宇佐見さんが1人で回ったようなのですが、こういう場合は欠席、自分が都合悪くて欠席した場合は次に代わるとか、そういうのはないのですか。
事 務 局	<p>現地調査は、新堀委員と宇佐見委員と梶間委員で回ったのですが、今回新堀委員がどうしても出席しなければならない会議があったと出られないということで、あと梶間委員が病気になってしまったということで、今回異例の措置で、全て宇佐見委員にお願いしたという経過です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>一応現地調査は3人で行ったみたいで、ただ当日が何でもかんでも都合が悪いということで、宇佐見委員にその報告だけをお願いしたということでございます。そういう結果でございました。</p> <p>あと、そのほかありますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>なければ、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: center;">午後3時04分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;"> <u>議長（会長）</u> <u>10番委員</u> <u>11番委員</u> </p>

